

## USPTO、商標関係料金を値上げ

2020 年 11 月 18 日  
JETRO NY 知的財産部  
石原

米国特許商標庁(USPTO)は 11 月 17 日付官報で、2021 年 1 月 2 日から適用される商標関係料金を公表した。出願、審判請求などに関して合計 36 種類の料金が調整又は新設され、その多くが値上げになる。

例えば、電子出願システム TEAS<sup>1</sup>を利用する場合の商標出願の料金(1 区分)は、システムの種類によって異なり、Standard システムでは現在の \$275 から \$350 に約 27% 値上げされ、Plus システムでは現在の \$225 から \$250 に約 11% 値上げされる。

また、登録された商標が継続的に使用されている旨の宣誓書<sup>2</sup>に関して、提出後に商品役務等を削除する場合には、新たに紙手續で \$350、電子手續で \$250 が課されるなど、新設される料金もある。

料金の新旧比較表：

<https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/Trademark-Fees-Current-Final-Unit-Cost-2020.xlsx>

USPTO による概要説明：

<https://www.uspto.gov/trademark/laws-regulations/updated-trademark-ttab-fees-processes>

<https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/Final-Rule-At-a-Glance-TM2020.pptx>

官報：

<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-11-17/pdf/2020-25222.pdf>

今回の料金見直しについて USPTO は、庁が商標業務にかかる費用の総額を回収するために十分な収入を得て、戦略的目標<sup>3</sup>の達成に向けて継続的に前進することを可能にするために必要であるとしている。また、庁が IT システムのメンテナンスやアップグレードのための資金調達を可能にし、運用準備金を段階的に積み立てて持続可能な資金調達を実現することで、知的財産コミュニティに利益をもたらすものであるとしている。想定外の財政破綻のリスクも軽減することができるとしている。

なお、USTPO 長官には、2011 年の米国発明法(AIA: America Invents Act)によって、特

<sup>1</sup> TEAS(Trademark Electronic Assignment System)は商標の電子出願システムで、Standard と Plus の 2 種類がある。Standard は商品・役務の説明を任意記載できるなど利用の際の条件が少ない。Plus は商品・役務を USPTO の Trademark ID Manual の中から選ぶなど利用の際の条件が多い。Plus の方が USPTO の事務負担が少なく、料金が低額にされている。

<sup>2</sup> Section 8 or 71 declaration

<sup>3</sup> [https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/USPTO\\_2018-2022\\_Strategic\\_Plan.pdf](https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/USPTO_2018-2022_Strategic_Plan.pdf)

商標に関しては以下 3 つのゴールが設定されている。

Goal II: Optimize Trademark Quality and Timeliness

Goal III: Provide Domestic and Global Leadership to Improve IP Policy, Enforcement, and Protection Worldwide  
Mission Support Goal: Deliver Organizational Excellence

許及び商標関係料金を調整及び設定する権限が与えられており<sup>4</sup>、その後、2018 年の SUCCESS 法 (Study of Underrepresented Classes Chasing Engineering and Science Success Act) によってその権限の有効期間が延長されている<sup>5</sup>。米国発明法では、料金の調整及び設定は、特許及び商標に関する処理等のために庁が負担する見積費用の総額を回収するために行えることや、庁の諮問委員会 (Public Advisory Committee) の諮問を経ることなども規定されている。今回の料金見直しは、この枠組みの中で実施されたものである。

(以上)

---

<sup>4</sup> [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/n\\_america/us/ip/news/pdf/110916.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/n_america/us/ip/news/pdf/110916.pdf) 6. 参照

<sup>5</sup> [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Ipnews/us/2018/20181112-4.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2018/20181112-4.pdf)

USPTO 長官は、特許及び商標関係料金を調整及び設定する権限を 2026 年 9 月 16 日まで有している。